



工事検査に係る通知について（通知）（その3）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成15年10月8日

別 紙

建築、設備工事関係

建築・設備工事検査チェックリスト判断基準（総括監督員用）

1 施工体制

〔評価対象項目のうち、評価可能な項目は
60%以上実施されているものを対象とする。〕

1) 施工体制一般

チェック項目		判断基準	
施工計画書	1 工事概要	普通 不良	工事概要等が記載されている。 上記以外。
	2 計画工程表	普通 不良	下記項目を考慮し、記載されている。 上記以外。
			(評価対象項目) ☐ 工種別に施工予定時期が記載されている。 ☐ 工種別の構成比率が記載されている。 ☐ 総合工程曲線（Sカーブ）が記載されている。 ☐ 現場条件が反映された工程となっている。 ・機材搬入計画 ・受電日 ・給水引込み ・排水管路布設 ・各種試験の実施時期 ・機器試運転期間 ・関連工事の施工予定時期 ・各検査（自主・社内・立会・中間・完成）の実施時期 など
	3 現場組織表	普通 不良	下記項目が記載されている。 上記以外。
			(評価対象項目) ☐ 現場代理人が選任通知と同じ者である。 ☐ 主任（監理）技術者が選任通知と同じ者である。 ☐ 下請負人を含む各工種別責任者及び作業範囲が明確である。 (施工体系図に代えることが出来る)
	4 安全管理	良 普通 不良	下記項目のうちの該当項目が8割以上記載されている。 下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満記載されている。 上記以外。
	5 指定機械	普通 不良	下記項目が記載されている。 上記以外。
			(評価対象項目) ＊設計図書に使用機械の指定の記載がある場合、次の項目が記載されている。 ☐ 指定機械の機種、規格 ☐ 指定機械の用途及び使用時期
	6 主要資材	普通 不良	下記項目が記載されている。 上記以外。
			(評価対象項目) ☐ 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能（規格）を有することの証明書、あるいは同等品以上である旨の証明書等を提出する旨が記載されている。 また、必要に応じ、カタログ、見本等を提出する旨が記載されている。

施 工 計 画 書	7 施工方法	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上記載されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満記載されている。
		不良	上記以外。
		（評価対象項目） ☐ 各工種別の施工方法が仕様書等に基づく内容である。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事共通仕様書 ・現場説明書 ・特記仕様書 ・建築工事安全施工技術指針 ・建築工事公衆災害防止対策要綱 など ☐ 工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下構造物、既設配管等の事前調査について記載されている。 ☐ 仮設計画について記載されている。 ☐ 施工図等の作成時期について記載されている。 ☐ 標準許容差（管理目標値）を定め、記載されている。また、その計測・測定方法が定められている。 ☐ 各種試験（計測、測定含む）種別及び時期が記載されている。 ☐ 養生期間（気候、風土等の影響）の検討について記載されている。	
8 施工管理計画	良	下記項目が8割以上記載されている。	
	普通	下記項目が6割以上8割未満記載されている。	
	不良	上記以外。	
	（評価対象項目） *工程管理 ☐ 月毎の進捗確認と履行報告を行うよう記載されている。 *出来形管理 ☐ 具体的に記載されている。 *品質管理 ☐ 具体的に記載されている。 *写真管理 ☐ 具体的に記載されている。 *段階確認 ☐ 一工程の施工の確認及び報告について具体的に記載されている。		
9 緊急時の体制及び対応	普通	下記項目が記載されている。	
	不良	上記以外。	
	（評価対象項目） ☐ 昼夜及び休日等の緊急連絡体制及び対応責任者が記載されている。 ・病院、警察、労働基準監督署 ・発注者 ・地元 ・施設管理者 など ☐ 緊急用資材が必要な場合は、その確保について記載されている。		
	10 交通管理	普通	下記項目が記載されている。
不良		上記以外。	
（評価対象項目） ☐ 交通規制の内容及び時期 ☐ 交通整理員の配置及び時期 ☐ 機材の搬入出計画 ☐ 保安施設の設置計画 ・お願い看板 ・規制看板 ・案内標識 など ☐ 路面清掃の方法及び作業予定時期。			

施 工 計 画 書	11 環境対策	普通 不良	下記項目が記載されている。 ----- 上記以外。
			(評価対象項目) □ 契約図書に指定された環境対策が記載されている。 ・ 水質汚濁防止 ・ 振動防止 ・ 騒音防止 など
	12 現場作業環境の整備	普通 不良	下記項目が記載されている。 ----- 上記以外。
			(評価対象項目) * 現場作業環境の改善及び美装化等について、次の項目が記載されている。 □ 請負者事務所、従業員休憩所、便所等の設置時期及び場所。 □ 現場及び周辺環境の整理整頓。 □ 駐車場用地の確保。
	13 再生資源の利用促進	普通 不良	下記項目が記載されている。 ----- 上記以外。
			(評価対象項目) □ 残土の処理方法が記載されている。 □ 廃棄物の処理及び搬出方法が記載されている。 □ 再生資源の利用計画及び利用促進計画が記載されている。
	14 その他	普通 不良	下記項目が記載されている。 ----- 上記以外。
			(評価対象項目) □ 他工事との関連内容と時期が記載されている。 □ 中間、完成検査の時期が記載されている。 □ 施工図、製作図及び納入仕様書等の提出時期が記載されている。 □ 社内検査要領について記載されている。 □ 機材検査要領について記載されている。
施 工 体 制	1 有資格者	普通 不良	有資格者が記載されている。 ----- 上記以外。
	2 施工体系図、 施工体制台帳	普通 不良	下記項目のうちの該当項目が記載されている。 ----- 上記以外。 (評価対象項目) □ 建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを提出している。 または、他の制度による共済制度へ加入している旨の報告がなされている。 * 下請負契約がある場合 □ 元請負人が下請工事の施工に実質的に関与した。(一括下請が認められなかった。) ・ 自ら総合的に企画、調整及び各種管理の指導、下請負に対する技術指導及び監督 など * 下請負金額が5百万円以上の下請契約がある場合 □ 建設工事下請報告書が提出された。 * 下請金額が建築・管・電気3千万円、建築一式4,5千万円以上の下請契約がある場合 □ 施工体制台帳に必要な事項が記載されている。 ・ 請負人の建設業許可種類 ・ 工事名称、内容及び工期 ・ 発注者との契約年月日、発注者及び請負者の名称及び住所 ・ 監督員氏名 ・ 現場代理人氏名 ・ 管理技術者氏名及び資格 ・ 主任技術者等 ・ 下請負人との契約年月日、下請負人の名称及び住所 ・ 下請負人の建設業許可 など □ 下請負人を含む工種別の施工体制が整理されている。 □ 施工体制台帳、施工体系図が工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられている。 □ 施工体制台帳と現場の作業分担が一致している。

官公署 手続等	1 官公署への手続 き・届出	普通	下記事項が記載されている。
		不良	上記以外。
		（評価対象項目） 工事の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き 等の提出時期が記載されている。	
改善 指導 事項	1 改善指導の有無	有	下記項目に対して改善指導を行った。
		無	上記以外。
		☐ 施工計画書が設計図書に適合しない内容であった。 ☐ 特別な事情がないにも関わらず、工事開始日後30日以内に着手しなかった。 ☐ 契約の締結日から7日以内に計画工程表が提出されなかった。	
	2 改善指示に対する 対応	有	改善指示に従わなかった。
		無	上記以外。

2) 現場代理人

チェック項目		判断基準	
執 務 の 執 行 運 営 取 締 り	1 現場の常駐	普通	常駐している。
		不良	上記以外。
	2 工事内容の理解	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
		（評価対象項目） ☐ 工事全体の把握ができています。 ☐ 人員、機械配置がほぼ施工計画書に記載されたとおりとなっている。 ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等を良く指導している。 ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☐ 専門技術者を選任し配置している。	
	3 監督員との連絡、 協議及び協調	良	下記項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
		（評価対象項目） ☐ 監督員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 立会（段階）確認の手続きが事前に行われている。 ☐ 工事カルテの登録が、監督員の確認を受けて契約後10日以内に行われている。 ☐ 設計図書に疑義が生じたり、設計図書によることが困難又は不都合な場合、協議がなされている。	
	4 工事に関する提案 状況	良	下記項目が実施されている。
		普通	上記以外。
		☐ 工事に先立ち工法等の創意工夫または提案をもって工事が進められている。 内容 _____	
改善 指導 事項	1 改善指導の有無	有	下記項目に対して改善指導を行った。
		無	上記以外。
		☐ 常駐していなかった。 ☐ 現場の取り締まりが不適切であった。	
	2 改善指示に対する 対応	有	改善指示に従わなかった。
		無	上記以外。